

ひ 監 発 第 4 9 号
令和 6 年 1 月 2 4 日

請求人

〇〇 〇〇 様

ひたちなか市監査委員 関山 純子

ひたちなか市監査委員 鈴木 道生

ひたちなか市職員措置請求について（通知）

令和 5 年 1 1 月 1 4 日付けで提出されました，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について，法第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

【結論】

本件請求の一部を理由がないものと判断し，これを棄却する。

本件請求の一部を法 2 4 2 条の要件を欠く不適法なものと判断し，これを却下する。

【監査の結果及び内容】

別紙のとおり

以上

I 監査の概要

1 請求書の提出及び受付

令和5年11月14日

2 請求人

ひたちなか市内に居住していることが確認された。

3 請求の要件審査について

上記に係る住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を備えているものと認め、令和5年12月15日付けでこれを受理した。なお、令和5年11月22日から令和5年12月13日までを補正の期間として監査期間から除外した。

4 請求の内容（原文のまま。ただし、個人名等は匿名とした。）

請求人提出のひたちなか市職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである。

措置請求の要旨

1 請求内容

資産経営課は、行政として適切かつ公正な行政運営を図ることが求められるにもかかわらず、それらを怠り、財務規則に反して市民の貴重な財産である公有財産の不当な管理業務を行うとともに、杜撰な行政運営を行ない、市の財政に損害を与える等しているため、以下のとおり請求する。

- (1) 公有財産であるひたちなか市〇〇の土地の一部（以下「本件土地」という。）に関して、令和5年6月26日付けで自治会と締結した普通財産の使用貸借契約（無償）の契約内容の見直し
- (2) 本件土地を適切に管理するため「駐車禁止」等の看板設置
- (3) 本件土地を長年にわたり、収益目的の一環で利用してきた当事者に対して使用料の請求
- (4) 公務員としての資質、倫理観の向上を図るための職場研修の実施

2 これまでの経緯（令和5年6月から9月まで）

- ・自宅の目の前にある本件土地において日常的に不審な車が駐車されているため、6月中旬、資産経営課担当者に電話連絡し、現地においてその旨を直接説明し、「駐車禁止」の看板設置を依頼。
- ・数日後、市が「駐車禁止」の看板設置。
- ・6月月末、市が「駐車禁止」の看板撤去。（市からは何ら説明なし。）

- ・ 7月4日（火）自治会が独自の看板を設置。
- ・ 同日、市に来庁し資産経営課担当者と面談し、市の設置した看板の撤去理由を確認。また、不正駐車が横行している状況について再度情報提供。市は私の意見を踏まえ、自治会に対し状況の確認及び、その結果を回答してくれることを約束。
- ・ 7月20日（木）来庁してから2週間が経過し、市から全く音沙汰もないため、改めて市広報聴課のホームページから意見を投稿。
- ・ 7月26日（水）資産経営課から「不正駐車の実事が確認できない」、「自治会に対して状況確認の実施」する旨回答あり。
- ・ 以後、資産経営課担当者と数回ホームページの投稿を通じたやりとりを実施。
- ・ 8月29日（火）資産経営課の対応に不審を抱いたため、総務課に行政不服審査会について相談。
- ・ 9月7日（木）総務課から連絡あり、資産経営課が自治会長に対して、本件土地を収益目的で利用している当事者に駐車をさせないよう伝えた旨の連絡あり。

3 請求する理由

○理由1

- ・ 本件土地（40㎡程度で車が2台駐車できる面積）には、日常的に隣接している店舗（ネイルサロン）が来客用駐車場として利用されていた実態があり、店舗のホームページにも、本件土地を当該店舗の駐車場として利用できる旨が記載されている。
※店舗は2017年から開業。
- ・ 当該店舗の駐車場としての利用実態は、目視で確認したもので本年6月は16回、7月は18回あった。私が不在の場合等は不明。
- ・ 当該店舗の駐車場利用が常態化したことについては、長年、市が管理義務を怠り放置状態としていたことが原因であると思慮される。本来であれば財務規則に基づき使用許可の手続きを行い、使用料を徴する必要があるにもかかわらず、それに反し徴しておらず市に多大な損害を与えた。
- ・ 本件土地の過去5年間の管理状況について資産経営課へ情報開示請求を行ったところ、「市有地であるとの認識がなかった」との回答。これにより財務規則に規定してある実地調査も行われていないことが判明した。
- ・ しかしながら、本件土地は、長年ゴミの集積場所として利用されているうえ、急傾斜（土砂災害警戒区域）に指定されており、「市有地であるとの認識がなかった」との市の回答は、資産経営課が市有地の現況把握をしておらず、財務規則の公有財産の管理規定に反している。
- ・ 市は、自治会が本件土地を良好に管理していたと聞き取り調査等で認識している一方で、長年、自治会は市有地が店舗の駐車場として利用されていることを容認していた。

- ・市と自治会が市有地の無償貸借契約を締結した以降も収益目的の駐車が続き、財務規則で規定した借受人の目的外使用にあたるが、市は契約解除等の措置を怠り、財務規則に反していた。(6月及び7月の駐車状況)

○理由2

- ・市は、私が来庁してからウェブメールを通じたやりとりにおいて、公人として公正で効率的な運営が責務となっているにもかかわらず、回答の遅延行為、未調査による虚偽の回答などサービス規定に反した言動を行い、行政の信用を大きく棄損している。
- ・市は公共性や社会性を調査する目的が全くないにもかかわらず、私個人の個人情報を調査するため、前職場への身元調査を行い個人の資質を聞き取りするなど、人権侵害を犯すような行為は、個人情報保護法の観点から違法性がある。また、職務中であれば、職務専念義務に違反している。

○理由3

- ・本件土地は、土砂災害警戒区域等の指定区域内で崖の上であり、転落事故のおそれがある場所にある。市は自治会との貸借契約において駐車場の利用を許可しているが、そこは砂利敷で車止めはなく、転落防止柵も設置されておらず、崖との境に簡易なフェンスのみが設置されているだけで、駐車場としての安全性に大きな問題があり、財務規則に規定した市有地の保全義務に反している。
- ・また、昨今、高齢者などによるアクセルとブレーキのふみ間違いによる事故が社会問題化しているなかで、一歩間違えば大事故につながりかねない危険な場所にもかかわらず、これらのことを一切考慮せず、駐車場としての利用を許可していることは、本件土地の管理者として責任意識に欠ける行為であり、財務規則に反し良好な管理ではなく、杜撰な管理をしている。

5 請求の補正

本件請求の要旨において、請求人が問題としている行為等が明記されていないことから、令和5年11月22日から令和5年12月13日にかけて請求の補正として確認したところ、以下の事項が確認された。

① 請求人が問題とする市の行為

- A 2017年以降、本件土地に隣接する店舗の駐車場として利用されていた状況を把握していなかったことに起因して、当該店舗から普通財産の使用料等を徴収していなかった。
- B 令和5年6月26日まで、本件土地が地元自治会のごみ集積所及び駐車場として利用されていた状況を把握していなかった。
- C 令和5年6月26日、本件土地に関する普通財産の使用貸借契約を締結した。
- D 令和5年6月から9月にかけて行われた請求人とのやり取りにおいて、回答遅延、虚偽回答、前職場への身元調査を行った。

② A～Cの行為が違法・不当である理由

A 本来であれば財務規則に基づき使用許可の手続きを行い、使用料を徴する必要があるにもかかわらず、それに反し徴収していなかったこと。長年、市が本件土地を放置したことが原因となり、本件土地での不正駐車が行われ、本来収入することができた使用料が未収金となったこと。

B 本件土地は、長年ゴミの集積場所として利用されているうえ、急傾斜（土砂災害警戒区域）に指定されているにもかかわらず、「市有地であるとの認識がなかった」との不合理回答。本件土地が何らかの理由で取り扱いが留保されていたとしても、今までに現況を調査する機会があったと考えられるため、何十年も未処理のまま放置したことは、財務規則における公有財産管理違反。その上、許可なく、自治会が勝手に土地を不正使用していたことは違法行為があったこと。

C 自治会が本件土地を良好に管理していたと聞き取り調査等で認識している一方で、長年、自治会は本件土地が店舗の駐車場として利用されていることを容認している状況で、契約にあたり、市は何ら調査・確認することもせず、また、収益目的の駐車場としての違法行為であることを認知することなく使用貸借契約を締結し、公有財産の目的外使用が永続してされることを黙認したこと。

③ A～Cの行為によってどのような損害が市に発生したか

A 土地使用料を徴する必要があるにもかかわらず、それに反し徴しておらず本来あるべき収入が未収金となっていることによる会計上の損失。

B 資産経営課が本件土地の現況把握をしておらず、財務規則の公有財産の管理規定に反していたことにより、管理者として土地の有償貸付など公有財産の利活用をすべき財産運用をしないことによる財政的な損失。

C 長年、自治会は本件土地が店舗の駐車場として利用されていることを容認していたことを踏まえ、駐車場として安全性に問題があることも含め、本件土地の契約において何ら条件も付けもせず、収益目的で違法駐車しても問題ないかのような契約を締結し、適正に使用料の徴することを怠ったことによる会計上の損失。

④ A～Cの行為に対応する是正措置

A 本件土地を長年にわたり、収益目的の一環で利用してきた当事者に対して使用料の請求

B 本件土地を適切に管理するため「駐車禁止」等の看板設置

C 公有財産であるひたちなか市〇〇の土地の一部に関して、令和5年6月26日付けで自治会と締結した普通財産の使用貸借契約（無償）の契約内容の見直し

6 事実証明書

請求人から提出された事実証明書は以下のとおりである。

- ① 資産経営課とのメールのやり取り
- ② 店舗のホームページコピー
- ③ 本年6月及び7月 市有地に店舗利用者が駐車した車の状況
- ④ 本件土地の管理状況について情報開示請求した結果
 - ア 公文書不存決定通知書（令和5年9月26日）
- ⑤ 市と自治会が締結した本件土地の無償貸借契約関係資料
 - ア 公文書一部開示決定通知書（令和5年9月26日）
 - イ 普通財産無償貸付一覧表
 - ウ 起案書（件名：普通財産使用貸借契約の締結について）
 - (1) 起案書（件名：普通財産使用貸借契約の締結について）
 - (2) 普通財産借受申請書
 - (3) 公有財産貸付料減免申請書
 - (4) 地番付き航空写真
 - (5) 現況写真
 - (6) 航空写真上の地積測量機能図
 - (7) 本件土地に関する自治会からの要望
 - (8) ひたちなか市財務規則（抜粋）
 - エ 普通財産使用貸借契約書
- ⑥ 本件土地の現地写真

II 監査の実施

1 監査の対象事項

法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の対象となる行為は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき（以下、財務会計行為という。）のいずれかの行為に限られ、また、これらを証する書面を添付する必要がある。

請求の補正において、請求人が問題とする行為をI-5-①-A～Dの行為と特定した。このうち、I-5-①-Dの行為について、法第242条第1項に限定的に列挙されている財務会計行為のいずれにも当てはまるものとは認められないことから、これを却下し、監査対象事項から除外する。I-5-①-A～Cの行為について、住民監査請求の対象となる財務会計行為の存否及び当該行為が認められる場合における違法性又は不当性、財政への損害の有無を対象として監査を行った。

2 本件土地の状況

旧土地台帳附属地図及び航空写真を用い、加えて現地の確認を行い、本件土地の形状

及び現況を確認した。本件土地は台形状の形をしており、三種類の現況が存在する。一つが坂道、一つが法面、一つが平坦部である。市とA自治会が締結した契約の対象となった土地は、この平坦部にあたり、その面積は約 35.00 m²である。

また、本件土地の登記事項証明書を取得し、合併前の旧町名で所有していること及び以下の事項を確認した。

登記地目	公衆用道路
登記地積	155.00 m ²

3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づく請求人の陳述については、請求人が辞退したためこれを行わなかった。

4 監査対象課

請求の要旨の内容から、総務部資産経営課を監査対象課とした。

5 関係職員等の調査

総務部資産経営課及び本件請求に係る契約の相手方であるA自治会会長に対し、令和6年1月11日に陳述の聴取を行うとともに、関係書類の収集及び事実関係の調査を行った。

III 監査の結果

1 監査対象課の説明

○ 経緯

令和5年5月23日 請求人から、本件土地に無断駐車があるため対応してほしいとの問合せが入る。資産経営課で所管するシステム上で本件土地を確認したところ、所管不明の行政財産と表示された。登記上の地目が公衆用道路だったため、道路を所管する部署へ確認したところ、該当する土地はないとの回答を得た。問合せに基づき現地を訪れ確認する。

令和5年5月26日 本件土地の貸付契約の書類がないことから、土地の無断使用と判断し、「市有地につき駐車禁止」の貼り紙を本件土地のフェンスに貼る。

令和5年6月16日 A自治会会長から、本件土地に貼った貼り紙の件について問合せを受ける。その際に、本件土地は地域で以前から使用していたという話が出たので、詳細を後日説明いただくこととした。併せて、本件土地に係る契約書が存在するのであれば確認させていただきたい旨伝える。

令和5年6月21日 A自治会会長と面談し、本件土地に係る契約書が市と自治

会双方にないこと、本件土地の草刈り等の管理を自治会が行い、地域住民の来客用駐車場及びごみ集積所として利用してきたという経緯を確認。過去の利用状況は航空写真等で確認できた。今後も継続して本件土地を使用したい申出が自治会から出たことから、本件土地の使用貸借契約締結に向けて動く。本件土地に係る普通財産借受申請書、公有財産貸付料減免申請書が自治会から提出される。

令和5年6月22日 「普通財産使用貸借契約の締結について」を起案、同日決裁する。

令和5年6月26日 市とA自治会との間で本件土地に係る普通財産の使用貸借契約（無償）を締結。

令和5年9月12日 請求人より公文書の開示請求が出される。対象は、本件土地に係る過去5年間の管理状況に関する書類及び本件土地に係る市とA自治会の間で締結した賃貸借契約に係る書類一式。

令和5年9月26日 請求人へ公文書不存在決定通知書を交付する。不存在とした書類は、本件土地に係る過去5年間の管理状況に関する書類。不存在の理由は、「当該土地については、昨年度まで市有地であるとの認識がなかったことから、財務規則に基づく実地調査を実施しておらず、実地調査に関する文書を作成していないため」である。また、公文書一部開示決定通知書を交付し、併せて本件土地に係る市とA自治会の間で締結した賃貸借契約に係る書類一式を開示した。

令和5年11月1日 市とA自治会との間で確認書を締結。内容は、「①本件土地は、令和5年6月26日以前から地域住民のためのごみ集積所及び駐車場として市から借り受けており、維持保全を行ってきた。②本件土地の令和5年6月26日以前の使用に係る書面での契約書は存在しない。」の2点。

2 確認した事実

① 実地調査について

市財務規則第226条において、「資産経営課長は、公有財産の管理の適正を期するとともにその効率的運用を図るため、当該財産の管理状況につき、同一財産について年に1回以上期日を定めて実地調査をしなければならない。」と規定されている。この規定の運用にあたっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第408条を参考としている。地方税法第408条は、「市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。」と規定されているが、現実的に毎年すべての土地、家屋など

を実地に調査することが困難であることから、航空写真の活用等の補完的手法を前提とした訓示規定であると解されている。この解釈は、市財務規則第226条の運用においても同様であり、市民からの情報提供による現地の調査及び航空写真による現地確認という補完的手法を組み合わせることで実地調査として運用している。

また、I-6-④-ア 公文書不存決定通知書において、「当該土地については、昨年度まで市有地であるとの認識がなかったことから、財務規則に基づく実地調査を実施しておらず、実地調査に関する文書を作成していないため。」としているが、これは、本件土地が所管不明の行政財産として公有財産管理システムに登録されていたものの、資産経営課が管理すべき普通財産であるとの認識がなかったということ、また、調査を補完するための航空写真の照合は毎年行っているが、市民からの情報提供による現地の調査を行っていないので記録は存在しない、という意味である。

② 本件土地に係る利用の問合せについて

本件監査以前に、本件土地を利用したい旨の申込や売買、賃貸借に関する問合せなどがあつたか、資産経営課に確認したところ、そのような問合せはなかったとの回答を得た。

3 監査委員の判断

① I-5-①-Aの行為について

住民監査請求が適法になるためには、問題とされる財務会計上の行為を証する書面の添付が必要とされるが、本件土地に隣接する店舗が存在する証拠としてI-6-② 店舗のホームページコピー、当該店舗利用者が駐車している証拠としてI-6-③ 本年6月及び7月 市有地に店舗利用者が駐車した車の状況が提出された。

I-6-②は本件土地に隣接すると請求人が主張する店舗のホームページを印刷したもので、これを見ると、「駐車場2台完備」との記載はあるが、当該店舗の住所及び連絡先、駐車場の位置は明記されておらず、最寄り駅からの所要時間が記載されている。不動産の表示に関する公正競争規約施行規則第9条第9号によると、「徒歩による所要時間は、道路距離80mにつき1分間を要するものとして算出した数値を表示すること」とある。これによって最寄り駅からの所要距離は算出できるものの、当該店舗の位置を直接示すものではない。また、この証拠に記載された店舗名は、本件土地に隣接する家屋及びその付近に表示されていない。よって、I-6-②は本件土地の隣にこのような店舗が存在するという証拠足りえない。

I-6-③を見ると、本件土地に駐車されている事実は認められるものの、それが当該店舗の利用者のものか特定できるものではない。請求人へほかに証拠はないか確認したところ、追加の証拠はないとのことだった。

したがって、I-6-②及びI-6-③について、本件土地に隣接する店舗の存在及び当該店舗利用者による本件土地への駐車を証する書面として認めることはできない。

以上のことから、I-5-①-Aの行為を証する書面の添付はないと判断し、住民監査請求の要件を欠くため、これを却下する。

② I-5-①-Bの行為について

請求人が過去5年間の本件土地に係る財務規則に基づく実地調査に関する書類を情報開示請求したところ、I-6-④-ア 公文書不存決定通知書において、「当該土地については、昨年度まで市有地であるとの認識がなかったことから、財務規則に基づく実地調査を実施しておらず、実地調査に関する文書を作成していないため。」と示されていたことから、過去、本件土地の詳細な状況を把握する行動をしていなかったことは事実である。財産の管理については、最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決において、「公有財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」と判示されている。請求において問題とされている公有財産は土地であり、土地の財産的価値とは、自己使用すること、適正価格で売却すること、自己の欲する者に使用させること、そのどれでも実現できる状態、言い換えると所有権を十全に実現できる状態と解せる。本件について見ると、昨年度まで資産経営課が把握管理すべき普通財産であるとの認識がなく、また、市民からの情報提供などもなかったことから実地の調査を行っておらず、本件土地は既に貸借関係が存在しているという状況も把握していなかった。所有権に基づく権利行使に支障が出る情報を当時把握していなかったことは、財産の管理を怠る事実該当する。

当該行為の違法性、不当性について、請求の要旨においては、「しかしながら、本件土地は、長年ゴミの集積場所として利用されているうえ、急傾斜（土砂災害警戒区域）に指定されており、「市有地であるとの認識がなかった」との市の回答は、資産経営課が市有地の現況把握をしておらず、財務規則の公有財産の管理規定に反している。」と主張されている。加えて、請求の補正において、請求人にBの行為が違法若しくは不当である理由を確認したところ、I-5-②-Bのとおり「本件土地は、長年ゴミの集積場所として利用されているうえ、急傾斜（土砂災害警戒区域）に指定されているにもかかわらず、「市有地であるとの認識がなかった」との不合理回答。本件土地が何らかの理由で取り扱いが留保されていたとしても、今までに現況を調査する機会があったと考えられるため、何十年も未処理のまま放置したことは、財務規則における公有財産管理違反。その上、許可なく、自治会が勝手に土地を不正使用していたことは違法行為があったこと。」との回答を得た。これらのことから、請求人の主張は、市財務規則第225条第1号及び市財務規則第226条に反しており違法不当である、と解せる。

市財務規則第225条第1項第1号において、「部課長は、その所管に属する公有財産について、次の各号に掲げる事項に留意し、その現況を把握しなければならない。

(1) 財産の維持及び保全の適否」と規定されている。これは目的に沿った利用ができる、あるいは利用が図られるよう維持保全することを目指した規定であり、本件土地については、住民からの申出による除草管理が主な維持保全のための行動となる。この点、過去から本件土地を借り受けていたA自治会が良好に土地の維持管理をしており、除草管理も同様に行っていた。よって市財務規則第225条第1項第1号

に反することはなかったと言える。

市財務規則第226条において、「資産経営課長は、公有財産の管理の適正を期するとともにその効率的運用を図るため、当該財産の管理状況につき、同一財産について年に1回以上期日を定めて実地調査をしなければならない。」と規定されている。本件土地については、Ⅲ-2-①のとおり、市民からの情報提供による現地の確認は行われなかったものの、航空写真により現地の状況を確認することが可能な状態であったことから、直ちに市財務規則第226条に反するというのではないと言える。

したがって、I-5-①-Bの行為について違法性・不当性があるとまでは言えない。

当該行為によって発生した財産的損害について、請求の補正において請求人に確認したところ、I-5-③-Bのとおり「資産経営課が本件土地の現況把握をしておらず、財務規則の公有財産の管理規定に反していたことにより、管理者として土地の有償貸付など公有財産の利活用をすべき財産運用をしないことによる財政的な損失。」との回答を得た。この主張から、実際には得ていないが、本件土地を有償貸付などの利活用をしていれば得られたであろう利益があった、言い換えると消極的損害があった、と解せる。この点について、自治会と有償契約を結ぶ可能性があったか、第三者との有償貸借や売買などの可能性があったか検証する。

自治会と有償契約を結ぶ可能性についてであるが、自治会の本件土地の用途は、ごみ集積所及び地域住民への来客へ向けた駐車場としての利用である。市有財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例第4条第1号に、「普通財産は、次の各号の一に該当するときはこれを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」と規定されており、借受人が自治会であり、その用途が公共用であることから本条に基づき無償の使用貸借契約を令和5年6月26日に締結したところである。なお、本条例は平成6年11月の2市合併前においても存在しており、その文言は現在の条例と何ら変わらない。同じ文言で規定されている条例は、過去においても現在と同様の運用で同じように取り扱えた、と解するのが合理的であると思慮される。よって、合併以前においても自治会と有償契約を結ぶ可能性はなかった、と解せる。

次に、第三者との売買や賃貸借などの可能性についてであるが、土地の売買や賃貸借をするにあたっては、土地の地番を調べ、当該地の登記を閲覧し、所有者を特定し、その所有者に当該地の売買や賃貸借を申し込むのが通常の流れである。このことから、Ⅲ-2-②のとおり、資産経営課に過去本件土地について売買や賃貸借等を目的とした問い合わせが存在したか確認したところ、そのような問い合わせはなかった事が確認された。よって、第三者との売買や賃貸借などが存在した可能性はなかったと言える。

したがって、I-5-①-Bの行為による財産的損害はないと認められる。

以上のことから、I-5-①-Bの行為の違法性・不当性があるとまでは言えず、財産的損害はなく、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

③ I-5-①-Cの行為について

住民監査請求が適法になるためには、問題とされる財務会計上の行為が違法若しくは不当であることが必要とされるが、当該行為が違法若しくは不当な理由は、請求の要旨において、「市と自治会が市有地の無償貸借契約を締結した以降も収益目的の駐車が続き、財務規則で規定した借受人の目的外使用にあたるが、市は契約解除等の措置を怠り、財務規則に反していた。」と主張されている。加えて、請求の補正において、請求人にI-5-①-Cの行為が違法若しくは不当である理由を確認したところ、I-5-②-Cのとおり「自治会が本件土地を良好に管理していたと聞き取り調査等で認識している一方で、長年、自治会は本件土地が店舗の駐車場として利用されていることを容認している状況で、契約にあたり、市は何ら調査・確認することもせず、また、収益目的の駐車場としての違法行為であることを認知することなく使用貸借契約を締結し、公有財産の目的外使用が永続してされることを黙認したこと。」との回答を得た。これらのことから、I-5-①-Cの行為が違法若しくは不当である理由は、本件土地に隣接すると思慮される店舗の駐車場として使用されていることに起因すると解する。先述のとおり、本件土地に隣接する店舗の存在及び当該店舗利用者による本件土地への駐車を証する書面が欠けていることから、違法性・不当性の前提となる店舗の存在及び店舗利用者による駐車の実の根拠がないと判断する。

また、住民監査請求が適法になるためには、問題とされる財務会計上の行為による財産的損害・損失の発生またはそのおそれが必要とされる。当該行為によって被った損害について、請求の要旨中に明記されていなかったため、請求の補正において請求人へ確認したところ、I-5-③-Cのとおり、「長年、自治会は本件土地が店舗の駐車場として利用されていることを容認していたことを踏まえ、駐車場として安全性に問題があることも含め、本件土地の契約において何ら条件も付けもせず、収益目的で違法駐車しても問題ないかのような契約を締結し、適正に使用料の徴することを怠ったことによる会計上の損失。」との回答を得た。このことから、請求人の主張は、市と自治会の契約は、事業の用に供するために本件土地を利用している店舗がある以上有償契約であるべきであり、そうしなかったことにより損害が発生した、と解せる。先述のとおり、本件土地に隣接する店舗の存在及び当該店舗利用者による本件土地への駐車を証する書面が欠けていることから、損害発生的前提である店舗の存在及び店舗利用者による駐車の実の根拠がないと判断する。

以上のことから、住民監査請求の要件を欠くため、これを却下する。

IV 結論

以上のことから、本件請求については、一部を理由がないものと判断し、これを棄却し、一部を法242条の要件を欠く不適法なものと判断し、これを却下する。

V 意見

本件請求における監査の結果は上記のとおりであるが、以下のとおり意見を付す。

市財務規則第226条について、条文の文言とその運用に乖離が見受けられる。条文を一見すると、「実地調査とは、必ず年に1度以上現地に赴き調査を行うものである。」と解釈する可能性があり、その解釈は運用の実態とは異なるものである。航空写真などを活用した運用を行っている実情から、その運用に沿った一義的な解釈ができるよう、規則の改正を検討されたい。